

社会福祉法人美しの森 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 美しの森(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下、理事及び監事を含めて「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が理事会の指示又は理事会の委任を受けて、法人業務を行なう場合、別表1のとおり費用を弁償する。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、令和5年6月24日から施行する。